

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (加藤氏印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	204,000千円 H30.12.31まで	H25.7.26 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 アドハ ム・I・イクラモフ副首 相	H25.8.14 278号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。